

検討会委員からの意見等に対する見解等について

No	委員意見等 趣旨	見解等
1	名古屋市職員にイスラム教徒がいた場合のヒジャブ等の着用については、「各所属において判断する」ということだが、判断の結果、着用が禁止されたりする可能性もあるのか。	【総務局】 安全面や衛生面など各職場での業務上の事情等により服装が指定されている場合はございます。ただし、信条に基づく理由でのヒジャブ等の着用の禁止は想定しておりません。
2	相談窓口と独立した第三者委員会の窓口の紛争解決までの一連の流れ、関係性のイメージを作っていく必要がある。	【スポーツ市民局】 相談窓口への相談から調整委員会における対応までのイメージ(別添)をご参照ください。
3	当事者から相談を受けて、その相談を解決に結びつけていくのに、様々な方からの意見を聞いたり、関係団体が入ったりして一定の方向性を持っていく。 そこに相談者も主体的に参画ができるテーブルのような、ケア会議があって、ある程度の強制力を持って解決しなければいけないときに調整委員会に進むという感じが良いのかなと思う。	なお、困難事案の対応には当事者の視点が不可欠と考えており、その反映方法について検討していきます。
4	先の参議院選挙において、一部立候補者や支持者によるヘイトスピーチ又はデマ、排他主義の先導と思われるような言動についての報道があったが、今後の市議会選や市長選でも同様のことが起きないか懸念される。選挙時の行為についても他の差別事案と同様に対応いただけるのか、それとも別の取扱いとなるのか。	【スポーツ市民局】 現在の「意見等のまとめ」を前提としますと、原則として、選挙の場面かどうかにかかわらず、「調整委員会」への意見聴取により判断することになりますが、選挙担当部署や法務局とも対応を協議することになると考えています。 なお、差別的言動の内容にもよりますが、第三者委員会での審議には相当の時間がかかるため選挙期間中の対応には困難が想定されます。

○相談窓口への相談から調整委員会における対応までのイメージ

